

大口町告示第18号

大口町自転車駐車場の設置及び管理に関する条例第6条により撤去した自転車について、大口町自転車駐車場の管理運営に関する規則第3条により告示する。

平成22年3月18日

大口町長 森 進

記

- 1 撤去年月日 平成22年2月23日、3月2日、3月10日
2 撤去自転車の特徴等 下記のとおり

番号	防犯登録	車体色	車体番号	備考(撤去日)
1	05ーワー43140	黒	JF4K09205	2月23日
2	05ーイー82604	メタリックパープル	5Y11953	3月2日
3	01ーアー17470	シルバー	F010910842	3月10日
4		水色	E367741	3月10日
5		シルバー	IDOG5A400322	3月10日
6		シルバー	CW20099853	3月10日
7	05ーワー93453	黄		3月10日
8		青	SGL30589	3月10日
9		シルバー	H4197009	3月10日
10	07ーワー66211	シルバー	7N16191	3月10日

- 3 保管場所 大口町役場内撤去自転車一時保管場所
4 引渡し場所 大口町役場 地域協働部 町民安全課
5 引渡し時間 開庁日(平日)の午前8時30分から午後5時まで
6 必要な手続き 撤去自転車引渡申請書兼取引書による
7 その他 認印及び身分証明書を持参のこと